

第九章 條約改正經過概要後記

第一節 改正陸奥條約の性質

本邦條約改正は一應明治三十二年の陸奥條約改正を以て完結した明治開國以來の本邦條約改正の目的は獨立自主の國家として泰西諸國との間に相互對等の權利を享受するにあつた。明治二十五年十二月第四帝國議會に於て伊藤總理は施政演說中に於て「條約改正の主要は凡そ國として有すべき權利を得、凡そ國として盡すべき義務を完くする」にありとした。右相互對等の權利を享有すとは所謂法權稅權を回復することであり、法稅兩權の回復とは安政諸條約により本邦自主權の上に加へられて居た在留外國人に對する治外法權、及輸出入貨物に對する關稅協定の片務的束縛より、脱却することであつた。而して條約改正の目的を達する爲めには前記伊藤總理の演說中に在るが如く「凡そ國として盡すべき義務を完くする」こと、即ち泰西の様式に則り裁判組織及諸法制を完備し、一般文明國として軒輊なきに至ることの絶對に必要であることは、明治四年岩倉大使の歐米特派以來看取せられたところである。從て爾後明治政府殊に井上・大隈兩外相時代に於て政府當局の専念努力したことは泰西の様式により法制を整備することであつた。明治政府が所謂開國進取の國是の下に多數の外國人顧問を傭聘し、重要法典の編纂其の他萬般の事項に互り、泰西の文物制度を國內に移入するに努めたことは、主として右條約改正により泰西諸文明國との間に相互對等の權利を得んとするに在つた。其の後井上外相時代に於て外國人の法律顧問の援助を借り諸法典の編纂に努め、大隈外相時代に於ては明治二十二年二月十一日發布の憲法による第一帝國議會が、同二十三年十一月召集せらるゝに先ち、裁判所構成

法・刑法・刑事訴訟法・民商法・民事訴訟法の五大法典を公布し、改正條約の實施と同時に之が全部を實施する體立を整へて居た。然るに井上・大隈條約改正の失敗した所以は、改正の前提たるべき泰西式の裁判制度の實施を急いで、一定條件の下に大審院等に外國人裁判官を任用しようとし、又法典編纂に外國政府の關與を許與しようとしたことが、國內の大反對を受けた爲めである。次いで青木・榎本兩條約改正交渉に於ては、井上・大隈兩案に於けるが如き、裁判制度及法典編纂上に於ける國權の束縛は拒否したが、尙改正條約實施の前提條件として泰西様式の法典を實施するの絶對に必要なを認め、外人顧問の編纂に係る民法・商法・民事訴訟法等を、帝國議會に附議することなく明治二十三年三月又は十月之を公布し、明治二十四年一月一日又は同二十六年一月一日より實施しようとした。斯かる本邦の民俗習慣に適合しない法典を卒急實施することに對し、國內の輿論及民間法學者より熾烈な反對を受けるに至り、右兩外相時代に於て條約改正交渉を進捗せしめ得ないこととなつた。茲に於て明治二十五年八月成立の伊藤内閣に於ては改正條約を實施するに先ち、民商法其の他重要法典を本邦の民俗習慣に適應する様修正を加へる措置を採り、之を明治三十一年七月、即ち改正條約實施一ヶ年前に實施することとしたのである。換言すれば本邦は相互對等の原則の下に安政諸條約を改正實施する爲めに、明治開國以來國內の制度文物を泰西の様式により整備するに努め、而して右整備は單純な模倣移入でなく本邦の民俗習慣に一致せしむるを要したが爲め、安政五年五ヶ國條約締結以來明治三十二年陸奥改正條約實施に至る迄、實に四十一年の長年月を費したのである。

第二節 改正小村條約の性質

然るに右多大の年月と苦心を以て成功せる改正陸奥條約に於ても、相互對等の原則の貫徹上左記諸點に付未だ缺けるところがあつた。

第一 法權に對する束縛

(甲) 外國船に對する舊開港場間に於ける沿岸貿易權の許與

(乙) 外國人に對する不動産抵當權、地上權及永借地權附與の保證

(丙) 外國人永代借地權の確保

第二 稅權に對する束縛

(甲) 英獨佛三國よりの重要輸入品に對する片務的關稅協定の許與

(乙) 國定關稅率公布に當り六ヶ月間の猶豫を設くべきを約する等關稅行政權に對する片務的束縛

陸奧改正條約の有効期限滿了期たる明治四十四年を俟つて、外相小村(壽太郎)は、上記陸奧條約改正に於て其の目的を達し得なかつた相互對等原則に對する缺陷の矯正と、其の他我に不利なる規定を一掃することを期した。而して小村條約改正に於ては泰西諸國との間に飽く迄相互對等の原則の下に完全なる通商航海條約を締結するに在る以上、我に於ても多數の文明諸國が爲し居ると等しき程度に内地を開放すべきものなりとの見地の下に、明治四十三年外國人土地所有權法を公布した。此の點よりすれば再び井上・大隈條約改正方針に立戻つたのである。右小村條約改正の際には、陸奧條約改正と異り、舊條約滿期後本邦政府單獨の意思を以て廢棄し得べきものになつて居たから比較的簡單に其の目的を達した。小村外相は斷乎たる決心を以て一時無條約關係に陥るも止むを得ないと覺悟して、舊條約失效一ヶ年前即ち明治四十三年七月又は八月、陸奧諸條約に對し廢棄通告を爲した。之が爲めに條約交渉は迅速に行はれ舊條約失效前に概ね新條約締結せられ、然らざるものも暫定取極を調印するを得た。

小村條約改正により上記陸奧改正條約の缺陷として掲げた片務的沿岸貿易の許與及不動産抵當權等及國定稅率實施に對する帝國法制上の束縛等は、容易に之を解消せしめるを得た。又片務的關稅協定は全廢し、之に代へ英・佛・獨・

伊四國との間に互惠の形式の下に相互關稅協定を締結した。

第三節 永代借地權の解消

残るところの舊外國人居留地内永代借地權の處分に關する小村外相の方針は、明治二十三年青木條約改正案に則り之を土地所有權に更改すると共に、更に更改により永代借地權保有者の受くべき損害を補償すべしと云ふに在つた。即ち永代借地及建物に對し免除せられる租稅の年額より借地權者の現に納付する借地料を差引き、其の殘額を年五分の割合で元金にて還元する方法に依らうとした。而して免除せられる課稅の種目中には大體先方の申分を入れ、地租・土地家屋に對する地方稅・相續稅・登録稅・印紙稅・及永代借地より生ずる所得稅及其の附加稅を包含せしめようとした。而して右計算による補償金額は明治三十二年を基礎とすれば約三百萬圓、同年より明治四十二年に至る十一ヶ年平均を基礎とすれば約七百萬圓であつた。右小村外相の方針に對し英國政府に於ては解決の原則に付ては異議はなかつたが、右永代借地權者に附與すべき補償額に付ては本邦側の提議に同意せず、容易に妥協を見るに至らなかつた。蓋し明治三十八年家屋稅仲裁裁判決以後、永代借地權保有者が免除を受くべき租稅の範圍に付ては、彼我の間に益々意見の相違を生じたが爲めである。依て明治四十四年四月小村改正條約調印の際には條約本文中より永代借地權に關する規定を削除すると共に、本問題の解決は他日に期することとし、夫れ迄英國人の既得權は尊重することを約した。

小村條約改正後に於ても、政府は永代借地權を土地所有權に更改し、其の爲に生ずる永代借地權の受ける損害を補償するの主義により、關係國政府との間に交渉を續けたのであつたが、其の後本邦に於ける土地家屋に對する公課額借殊に地方稅の増加甚だしき結果、先方の補償要求額は益々増嵩し解決益々困難となつた。依て政府は外交上交渉中